

湖西市農業委員会議事録 (9 月)

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 17 日（火）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		9 月 17 日(火) 午後 2 時 00 分				議長		山本 敬博	
	閉 会		9 月 17 日(火) 午後 2 時 33 分				議長		山本 敬博	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 14 名 (欠席 0 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	○	9	石田 勝典	○				
	2	三浦 克明	○	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	○	11	河邊 勝彦	○				
	4	荻野 範博	○	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	○				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会 議 録 署 名 委 員	5 番		小原 正通			10 番		尾崎 順彦		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長		木下 靖義			次 長		吉田 善行		
	副主任		朝倉 麻貴							
会 議 に 付 し た 事 件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 25 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 26 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 27 号 農地法第 5 条届出受理について									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和6年9月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長 みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、出席委員数は、定数 14 人のところ 14 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長 お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 9 月定例会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 5 番の小原正通委員、10 番の尾崎順彦委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 説明の前に議案書の修正があります。資料 46 ページをご覧ください。申請番号 46 番につきまして、申請者より作付作物の修正がありました。オリブ及びジャガイモに修正されましたので読み替えをお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は4件です。

申請番号43番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号43番及び図面のNo.1です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、1641㎡の農地を世帯2人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはみかんを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日、夏目推進委員と現地を見てまいりました。通称[REDACTED]のところの上がりきったところを左へ入ったところになります。以前の場所をちょっと知っているのですが綺麗にはなっていたんですけど、現状腰丈くらいの背丈の草が生えておりました。荒らしてある感じではないので草を刈って耕うんすればすぐ畑になると思いますので、特に問題ないと思います。

事務局

続きまして申請番号44番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号44番及び図面のNo.2です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、10964㎡の農地を世帯3人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはレモンを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

松井委員

先日、推進委員の池田さんと現地を見てきました。元田んぼだったところを埋めて畑にした感じのところで、ちょっと草が大きいですが草を刈れば作付けは問題なくできると思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号45、46番について一括して説明します。資料は議案書

の 2 ページ、番号 45、46 番及び図面の No. 3 です。申請地は [REDACTED] [REDACTED] にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [REDACTED] にお住まいの方で、利用権設定で借りている 3124 m²の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはオリーブ及びジャガイモを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員 ここも先日、夏目推進委員と現地を見てまいりました。何年か前から綺麗にというか手を入れているなというところをみていたんですけども、今回売買をするということで一応綺麗なかたちで畑という現状をなしているんですけども、コンテナハウスが置いてあったりとか資材を入れたりするようなものがかなり畑のウェイトを占めておりまして、現状 45 番についてはオリーブの木がとり急いだような格好で植えてありました。46 番のところもトラクターで一応耕作できるようなかたちでかき回してはあったんですけども、この面積の 3 分の 1 くらいは畑として体を成していて、資材を置くようなものが 2、3 か所に囲ってあるような状態で見てきました。綺麗にして使ってもらう分には良いと思うんですけど、耕作というところから考えるとあまりそういうものをたくさん置いてあるのも如何なものかと見てまいりました。以上です。

事務局 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

菅沼委員 あの、すみません。今、僕が話を出したんですけど、耕作をするとかたちで畑を購入しているんですけども、目的外ということではないと思うんですけども、畑の割合としてコンテナとか何かをたくさん置いているんですけども、皆さんどのようなお考えでしょうか。

事務局 今回、オリーブとジャガイモを作るということで許可申請をしているものですから、作目はいずれにせよ当然農地は農地として購入しているので、それができなければ農地法第5条の申請でやるべきですが、資材置場というのは、農業用の資材として置くということでしたので、その大小というのかな、割合としてどれだけ耕作してどれだけ資材置き場にしてというのは特段ないかな、通常必要かというところはありませんけども。

菅沼委員 駄目だということがなければ、仕方ないと思うんですけども、ここだけスポットして追跡を行うのも変な話なので。

事務局 そういう場合は、また事務局の方にご連絡いただければと思います。

菅沼委員 分かりました。

事務局 一応、3条の申請の際には誓約書はどなたでも貰っているんですけども、引き続き良好に耕作していきますよという誓約書はいただいております。
計画に妥当性があれば許可せざるを得ないのかなというところと、そのために誓約書をいただいております。

議長 他にはご質問ございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第38号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は3件です。申請番号32番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号32番、

図面は No. 4 です。申請者は[]に本社を置き、土木建築工事業、産業廃棄物処理業を営む者で、この度、土木事業用地として既に転用している違法状態を是正するとともに、この機会に更なる事業拡大のために人員の増員・事業用地の取得をして、重機や他の機械も購入し、新たな発注を受け入れられる体制を整えるための申請に及んだものです。申請地は[]に位置する農地で、住宅や道路で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は合計 561 m²に重機やクレーン等の置場を設置する計画であり、併用地を含めた 3015.17 m²の敷地の一部で転用規模は適当と思われます。排水計画は、雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、資金計画の見込みもあること、一時転用により目的が達成できる事案でないこと、違法状態を将来に向かって消滅させる申請であることから、許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

9 日に鈴木推進委員と現地確認しました。現状この柱で囲ってあるところ全体が申請者の[]さんの事業地というようなところで、このどん詰まりのところで社長の畑があるというところですけども、現状は長年この事業用地として資材ですとか重機だとかがここにかかるようなかたちで現在も置いてあります。今その状況を改善するという意味で申請に至っているとのことなので問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 33 番、34 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 33 番、6 ページ、番号 34 番、図面は No. 5 です。番号 33 番は賃借権の設定、番号 34 番は売買による所有権の移転であり、権利の種類が異なるため議案番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため、併せて説明します。申請者は[]に本社を置き、太陽光発電事業を営む者で、この度太陽光発電施設の建設をするための申請に及んだものです。申請地は[]に位置する農地で、IC から 300m 以内の農地であるため、第 3 種農地と判断いたしました。審査したところ、事業計画は、2249

m²の土地に太陽光パネル1枚あたり2.556 m²を579枚設置して発電し、発電能力は200kwで配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、中部電力への接続検討も完了していること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。荻野委員、補足説明をお願いします。

荻野委員 9月3日に加藤推進委員と現地確認してきました。[REDACTED]の駐車場の南側に位置する土地で、南側はすぐ松林というところですか。東側に道路があって、その東には既に太陽光の発電がされているところがあります。今回の申請地より少し狭いかなというところですけども。それから西側は少しだけ耕作地がありますが、雨水は砂地なので浸透しているようなので特に問題はないかなと思います。以上です。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第39号につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第40号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書8ページをご覧ください。公告予定が9月20日の農用地利用集積計画について説明いたします。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が2筆あります。県の農業振興公社が1059 m²の農地を1名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[REDACTED]に本店を置く[REDACTED]に分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議 長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 40 号につきましては、原案どおり承認することとします。続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議案書 10 ページをご覧ください。報告事項第 25 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 12 ページをご覧ください。報告事項第 26 号について、農地法第 4 第 1 項第 7 の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。報告事項第 27 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 8 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお

願います。

事務局 次回の定例会は、10月15日（火）午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

議長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会9月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後2時33分